

第1章 計画策定にあたって

O U T L I N E

1 前期行動計画における取り組み

- ▶ 本市では、平成17年3月に「習志野市次世代育成支援対策行動計画」(前期行動計画)を策定し、未来を担う子どもたちは、家庭や地域において人と人を結ぶかけがえのない存在であり、その成長していく輝きは次代への希望の光となるとの認識のもと、未来を担う子どもたちが、健やかに生まれ、社会の一員としてその存在を尊重されながら、元気に成長していけるような、安全で安心して暮らせる地域社会づくりに取り組んできました。
- ▶ 前期行動計画では、次代の親を育成する観点から、中学生・高校生を対象とした「職場体験学習」や学校支援ボランティアの活用等による「地域交流」、さらには中学生と幼稚園児・保育所児・こども園児との交流等を推進してきました。
- ▶ また、子育て・子育て支援の観点から、幼稚園と保育所、こどもセンターが一体となった県内で初めてとなる「認定こども園」の創設、幼稚園・こども園における子育て支援施策としての「預かり保育」の実施、市内で初めてとなる私立認可保育所における22時までの受け入れ態勢や「休日保育」の実施、一時預かり施設や病児・病後児保育施設の拡大、さらには放課後児童会の開設時間の拡大と利用を希望する全員の受け入れ態勢の維持等、保育サービスの充実を図りました。
- ▶ 一方で、仕事と子育ての両立支援には企業が果たす役割が大きいことから、「子育て支援先端企業認証制度」を創設し、企業における仕事と子育てが両立しやすい職場環境づくりの促進にも取り組んできました。
- ▶ さらに、市内で2か所目となる「こどもセンター」や「つどいの広場(きらっ子ルーム)」を整備する等、在宅子育て家庭への支援の充実にも取り組むとともに、ファミリー・サポート・センター機能が充実しているといった本市の地域特性を活用し、「トワイライトステイ」や「ショートステイ」に対応できる態勢も整備しました。
- ▶ そして、個別に支援を必要とする子どもへの支援として、家庭訪問による育児支援が必要な家庭に対する「養育支援家庭訪問」や「虐待の予防、早期発見と対策、防止」、発達に心配がある子どもに対する「個別支援計画作成事業」を関係機関で連携し取り組むとともに、親と子どもの健康・安全の確保の観点から、妊娠・出産・育児を通した一貫性のある親と子どもの健康づくりを推進し、道路や公共施設のバリアフリー化の推進を図りました。
- ▶ こうした様々な取り組みにより、子育てに不安や負担を感じる家庭の割合が前回ニーズ調査結果に比べ減少する等、一定の成果はみられますが、本市における次世代育成支援を着実なものとしていくためにも長期的な視点に立ち、前期行動計画における取り組みを継承し、発展させていく必要があります。

2 計画策定の趣旨

- 我が国では、平成2年に平成元年の合計特殊出生率が統計史上最低の1.57となる、いわゆる「1.57ショック」が起こり、少子化が一般的に認識されるようになるとともに、国が少子化対策に重点的に取り組むきっかけとなりました。
- 少子化の要因としては、従来いわれてきた晩婚化、未婚化に加え、夫婦の出生力の低下という点が指摘されていますが、その背景には、子育てと仕事の両立の難しさ、子育てに対する精神的・肉体的負担感、教育費、医療費等の経済的負担感、さらには結婚観、家庭観等の個人の価値観の変化があり、これらの背景が複雑に絡み合い、個々の環境によってその背景が異なることが、少子化の流れを変えることを難しくしていると考えられます。
- 一方、こうした急速な少子化の進行は、人口構成のバランスを崩し、経済面では労働力人口の減少や社会保障負担の増加による経済成長や生活水準の低下といった影響が、また、社会面では家族の変容や子どもへの影響、さらには地域社会の変容という影響があると懸念されています。
- 国においては、少子化の流れを変えるため、平成6年に「エンゼルプラン」を策定したのをはじめ、これまでの仕事と子育ての両立支援を中心とする施策に加えて、男性を含めた働き方の見直し、地域における子育て支援等、「子育ての社会化」の必要性を提起し、少子化対策や子育て支援のための事業に取り組んできました。
- さらに、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方公共団体や企業に次世代育成支援についての行動計画の策定を義務づけたことから、少子化対策と子育て支援は新たな段階に入ったところです。
- 本市においても平成17年3月に前期行動計画を策定し、「子育て・子育てを地域(みんな)でささえるまち」を将来像として、①子どもがたくましく生きていく力を養う視点＝『自立力』、②家族が支え合い、子育てに喜びを感じる視点＝『家庭力』、③地域が子どもや家庭をあたたく応援する視点＝『地域力』、の3つを基本的視点として様々な取り組みに努めてきたところですが、いまだ少子化の流れが変わったといえる状況ではありません。
- そこで、前期行動計画における取り組みを継続、推進するとともに必要な見直しを行い、事業内容の充実に努めながら平成22年度から平成26年度を計画期間とする、後期行動計画として本計画を策定するものです。

3 計画策定の背景

- 国は、子育てに対する社会的支援を総合的、計画的に推進するため、平成6年に今後10年間を目途とした「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(エンゼルプラン)を策定しました。
- また、子育てと仕事の両立を支援するため、平成6年に策定された「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方」(緊急保育対策等5か年事業)に基づいて、平成7年度から保育時間の延長や低年齢児保育等の保育サービスが推進されています。
- さらに平成11年には「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」(新エンゼルプラン)が策定され、保育サービスだけでなく、雇用、母子保健等も加わり、さらなる事業の充実を求めています。
- 平成14年に「少子化対策プラスワン」、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」が制定されたことにより、従来までの保育に関する施策を中心としたものから、社会全体で子育て支援に取り組むとともに、これから親になる世代の人たちを支援していく体制づくりが強く打ち出されているといえます。
- 国ではその後も、「少子化社会対策基本法」や「少子化社会対策大綱」、「子ども・子育て応援プラン」等、少子化対策や子育て支援のためにさまざまな法律の制定や制度を創設していますが、少子化の傾向に歯止めがかかったといえる状況には至っていないのが現状です。
- こうした状況を踏まえて、平成18年に「新しい少子化対策について」が決定され、少子化対策としての具体的な施策が示されるとともに、平成19年に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略として、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を車の両輪として推進することで、就労と出産・子育ての二者択一構造を解消すること等、少子化対策を社会全体の問題として捉え、子どもを生み、育てることの喜びを実感できる社会に向けて、さらなる取り組みが求められているところです。

4 計画策定の目的

- 「次世代育成支援対策推進法」では、子育てについては、父母、その他の保護者が第一義的責任を持つこととしています。
- これは、次世代育成支援対策が、行政、地域、企業等による子育ての肩代わりを趣旨とするものではなく、育児の負担、子育てに伴う孤立感、子育てと仕事の両立の負担といった保護者の子育てについての障害を取り除くことであり、また、保護者が子育ての意義や子育ての喜び、さらには子育てを行うことにより、子どもとともに保護者自身も成長していくということ等に配慮して推進されるべきことを示しています。
- そこで、この計画でも、子育てについては、父母、その他の保護者が第一義的責任を持つということを基本としつつも、市全体、地域全体で子育てや子どもの自立を支援していくことを目的に策定します。
- さらに、計画の中では、これまでの子育て支援にとどまらず、将来の親の世代、子どもがほしいと考えている方への支援についても取り込み、計画期間中に少子化の流れが変わることも目指しています。



5 計画の位置づけと計画期間

(1) 計画の位置づけ

この計画は、以下のような位置づけで策定されています。

- ▶ 急速な少子化に対処するために制定された「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づき、市町村行動計画として策定するもので、千葉県の「次世代育成支援行動計画」との整合性を図りながら、長期的視点のもとに策定しています。
- ▶ 習志野市における最上位計画である「習志野市長期計画－市民一人ひとりが夢と輝きをもって自己実現できる都市(まち) 習志野－」(平成13年3月)を具体的に実現するとともに、平成10年4月に策定された「習志野市母子保健計画」及び平成10年7月に策定された「ならしの子ども未来プラン」を包含し、平成17年3月に策定した平成21年度までを計画期間とする前期行動計画に、社会経済情勢の変化、子どもを取り巻く環境の変化、習志野市における状況の変化等に迅速に対応していくための必要な見直しを行い、平成22年度から平成26年度までを計画期間とする後期行動計画として位置づけています。

(2) 計画の期間

この計画の期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間とします。

平成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
計画 策定	前期計画						後期計画				
					計画 見直し	後期計画					

(3) 計画の対象

この計画の支援対象は、主に18歳未満の児童(児童福祉法第4条)と妊産婦を含めた児童を持つ家庭となっています。

また、それ以外の方についても、社会全体で子育てを支え、少子化の流れを変えるという視点から、積極的に計画の実行に参加していただくことを目指しています。

6 計画の策定体制

この後期行動計画の策定にあたり、専門家の意見や市民の幅広い意見を反映させるため、学識経験者、児童福祉・母子保健・教育に関する専門家、さらには一般公募の市民の方14名で組織する「習志野市次世代育成支援協議会」(以下「次世代協議会」といいます。)を、後期行動計画策定までに7回開催し、計画内容について協議しました。

また、計画内容を実務的に検討するため、庁内の「習志野市次世代育成支援対策行動計画庁内連絡会議」(以下「庁内連絡会議」といいます。)等で、計画内容を検討しました。

さらに、市民の方々の子育て支援に関する様々な基礎的データを収集するため、厚生労働省のモデル調査に示されている「就学前児童の保護者」、「小学校児童の保護者」について、それぞれ1,800人、1,200人、合計3,000人の方々に調査票を配付し、平成20年9月にアンケートによる次世代育成支援に関するニーズ調査を実施しました。

なお、平成21年12月1日号の「広報習志野」等でパブリックコメントの実施についてお知らせし、次世代協議会で協議された計画案を、市のホームページ等で公表し、広く市民の方々から意見を募集しました。

■計画の策定体制図

